令和元年度

大阪ストーリープロジェクト事業補助金

公募要領

令和元年８月

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課

魅力推進・ミュージアムグループ

Ⅰ　補助事業の背景・目的について

　　　来阪外国人旅行者数は2012年から増加しており、2018年の来阪旅行者は過去最多の1,142万人に達するなど、今も好調に推移しています。今後、個人旅行者やリピーターが増加するとともに、新たな観光資源や体験型観光へのニーズが一層高まる一方で、府域においては、各コンテンツにおける受入環境の整備や情報発信力不足が課題となっています。

大阪府では、こうした課題を解消し、大阪の多様な魅力を発信し、実際の訪問につなげることを目的に、府域に点在する地域資源を共通項(テーマ)でグルーピングした「ストーリー」として取りまとめるとともに、ストーリーを構成する地域資源に対し、資源の磨き上げや受入環境の整備、地域への誘客の仕掛けづくり並びに地域の魅力の発信に対する補助を行う、大阪ストーリープロジェクト事業を実施します。

事業を通じて、観光産業や地域経済の活性化、地域の魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目指します。

　　　（根拠規程：大阪府補助金交付規則、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱）

Ⅱ　補助対象事業等について

補助金の交付の対象となる事業は、観光集客のために実施する魅力づくり及び受入環境整備並びに地域の魅力の発信に係る事業に係る事業で、次の(1)～(3)の全てに該当するものです。

（１）ストーリーを構成する事業であること

（２）複数年にわたり継続的に観光集客の取組みを実施し、集客効果が期待できる事業であること

（３）ストーリーを広く周知する取組みを行うことが期待できる事業であること

Ⅲ　公募するストーリーのテーマ

令和元年度に公募するストーリーのテーマは次の８つです。観光集客のために実施する魅力づくり及び受入環境整備に係る事業がいずれに該当するかは応募者において整理したうえ、応募してください。テーマについては、複数組合わせによる応募も可能とします。

1. 歴史（人物・街道・寺社等）、
2. 生活・文化・アート
3. スポーツ
4. 食
5. ものづくり
6. 自然・景観
7. エンタメ
8. その他
   * ストーリーのイメージにつきましては、別添を参照してください。

Ⅳ　応募の資格及び要件について

　１．応募の資格

補助金の交付対象は、府内の市町村又は、府内において地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等並びにその構成員である個人又は法人（以下「事業者」という。）とし、補助事業の効果を継続的に維持・向上していく熱意を持って主体的に観光集客に取り組んでいただける市町村又は事業者が対象です。

（団体例）観光協会、商工会議所・商工会、青年会議所、自治会、○○まちづくり協議会　など

２．応募の要件

　　　次のいずれにも該当することが応募の要件となります。

（１）事業者にあっては、事業者が所在する地元市町村長が推薦する事業であること

（２）本公募要領Ⅷの補助事業者の義務等を厳守するものであること

Ⅴ　補助対象経費及び補助率等について

　１．補助対象経費及び補助率等

補助金の交付の対象となる経費は、申請者が所有、管理又は所有者の許可を得た土地又は建

物等を活用して行う取組みに係る経費のうち、継続的に使用できるものにかかる経費（初期経費）で、補助対象経費及び補助率等は、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 初期経費※1  （補助対象経費） | 補助率及び上限額 |
| １ ストーリーを構成する観光資源において行う  　 以下の取組みにかかる経費  ・ 観光資源の理解促進及び周遊のために必要となる解説板、案内板、パネル、ＡＲ、ＶＲ等の整備  ・ 観光資源を公開する際に必要となる消防法等関係法令の基準を満たすための機材等の整備  ・ 公開する観光資源の保全を図るために必要となる防犯設備等の整備  ・ 体験プログラムの実施に直接必要となる機材等の整備及び施設の改修（電気・ガス・　水道の引き込み及び壁紙の張替え程度の内装の変更）  ・ 観光客の利便に供する施設（案内・休憩施設等）に必要となる椅子、机等の備品の購入  ・ 観光客の撮影スポットとなるモニュメント等の整備  ２　パンフレット等の広報物の作成（初回作成分に限る。）  ３　企画立案の委託にかかる費用  ４　その他必要と認められる経費 | 補助対象経費の１／２以内  １ストーリー当たりの  上限：２０，０００千円 |

※１　申請者が所有、管理又は所有者の許可を得た土地又は建物等を活用して行う上表

の取組みに係る経費のうち、初期経費（補助対象経費）は、継続的に使用できるも

のに係る経費とし、賃金、謝礼、リース料、通信運搬費、損害保険料等の継続的に

使用できない経費を除く。また、不動産の取得、賃貸、土地造成等に係る経費につ

いても対象外とする。

　　　　なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除が認められる事業者にあっては、消

費税及び地方消費税の額を対象外とする。

２．財産の処分条件

（１）取得価格が１件（品）につき１０万円以上のもの。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 品名 | 期間 |
| 機械器具類 | 光学器具類 | プロジェクター、照明灯等 | ５年 |
| 繊維類 | 繊維類 | 旗類（暖簾、バナー等） | ５年 |
| 雑品類 | 雑品類 | モニュメント、ベンチ | ５年 |
| 雑品類 | 雑品類 | 看板、案内板 | ３年 |

ただし、上記に記載のないものについては、５年とする。

（２）取得価格が１件（品）につき、１０万円未満のものは３年とする。

３．事業実施期間

交付決定日から令和２年３月３１日までとします。

Ⅵ　応募書類の提出について

　　府内市町村で本事業の実施に当たって、別途、補正予算等の措置が必要となる場合であっても、補助事業の開始日までに、その財源措置を行い、令和２年３月３１日までに事業が完了する見込みがある場合は、応募書類の提出は可能とします。

１．提出期間

令和元年年８月１６日（金曜日）から予算の上限に達するまで

　なお、提出された事業計画の採択の審査は、外部アドバイザーの意見も踏まえて行うため、

次のとおり提出期限を設けさせていただきます。

　　　第１回提出期限：令和元年９月６日（金）

　　　※ 以降は、随時相談に応じます。

※ 提出期限は、予定であり、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

２．提出方法等

　　応募される市町村は、事業計画書（様式第１－１号）や事業計画書（参考様式）など必要な書類を添えて大阪府に提出してください。また、事業者にあっては、事業計画書（様式第１－１号）や事業計画書（参考様式）など必要な書類を添えて、地元市町村（観光担当課）に提出してください。

※ 本補助事業の実施には、地域の観光集客に密接に関係する市町村との連携が欠かせないことから、地元市町村長が推薦する事業であることを要件としており、応募される事業計画書に関して、地元市町村の観光担当課から大阪府あて推薦書（様式第１－２号）を提出していただくこととしております。このため、応募に際しては、時間の余裕を持って、地元市町村の観光担当課にご相談ください。

３．問合せ先

大阪府　府民文化部　都市魅力創造局　魅力づくり推進課　魅力推進・ミュージアムグループ

　　　〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

　　　【電　話】06-6941-0351（内線6971）、06-6210-9302（直通）

【E-mail】[toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:toshimiryokui-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

４．応募書類一覧

　（１）市町村

事業計画書（様式第１－１号）、事業計画書（参考様式）

事業内容がわかる資料（見積書、仕様書、図面、工程表等）、事業予算関連資料

　　（２）事業者

事業計画書（様式第１－１号）、市町村長の推薦書（様式第１－２号）

事業計画書（参考様式）、事業内容がわかる資料（見積書、仕様書、図面、工程表等）

応募される事業者の規約、名簿、事業計画、事業予算関連資料

５．その他留意点

大阪府（関係法人等を含む）が助成する他の制度（大阪ストーリープロジェクト事業補助金以外の補助金・委託費等）と重複した内容での交付申請書（本申請書の提出以降を含む）の提出は認められませんのでご注意ください。

　なお、他の制度との併願・併用等について疑問がありましたら、事前にご相談ください。

Ⅶ　採択の審査及び結果通知について

１．審査方法

　　　審査は、提出された事業計画書に基づき、実現性、広域性、集客性等の観点から、外部アドバイザーの意見も踏まえ、大阪府が決定します。

　　　また、ストーリーとして成立しない事業計画書については、不採択とさせていただきます。

　　　なお、決定にあたり、大阪府が応募者に対して計画内容の説明を求める場合があります。

２．主な審査内容

（１）事業の実現性

・計画期間内に実行可能な計画となっているか

・継続的な取組みにつなげていくための体制が整っているか

（２）事業の広域性

　　　・所在市町村内外を含め、広域的な連携が期待できるか

（３）事業の集客性

　　　・複数年にわたり継続的に実施する取組みとして、集客効果が期待できるか

　３．採否の通知等

審査の結果、補助金を交付するのが適当であると認められた応募団体に対し、予算の範囲内でその額を内定し、通知しますが、事業者にあっては市町村長を経由して通知します。内定通知を受けた市町村及び事業者（以下「補助事業者」という。）は、「大阪府ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付申請に係る手続きを所定の期間内に行っていただきます。

４．第1回提出期限に係る審査・決定スケジュール（予定）

事業審査　　　　　　 ９月中旬

採否通知　　　　　　　　　９月中旬

補助金交付決定　　　 ９月下旬

現地確認・ヒアリング等 ９月上旬～９月下旬

Ⅷ　補助事業者の義務等

　１．本補助事業の成果に関する調査

（１）補助事業の成果を把握するために、補助年度及び補助後３年間にわたって、毎年度、事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月２０日までに、成果報告書を提出していただきますが、市町村以外の補助事業者にあっては、市町村を経由して提出していただきます。

（２）知事は、提出のあった成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができます。補助事業者は指導を受けた場合は、真摯に対応するものとします。

２．大阪府補助金交付規則等の遵守

　　本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、大阪府補助金交付規則等の規定を遵守していただきますので御留意ください。

（１）補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の額（２０％以内の変更を除く）又は内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、大阪府知事の承認を得なければなりません。

（２） 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。

（３）補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了した翌日から起算して３０日以内又は翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに実績報告書を大阪府知事に提出しなければなりません。

（４）補助事業者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から１０年間保存しておかなければなりません。

（５）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「取得財産管理台帳」を備えて、的確に管理しなければなりません。なお、取得財産等については、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第１７条第３項に定める期間において、処分すること（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、補助金の全部又は一部を、府に納付していただくことがあります。

３．補助金を活用した取組みのＰＲについて

　　　本補助金は、府域全体での都市魅力向上策の展開という観点から宿泊税を活用した補助制度となっており、交付決定時の事業概要や各補助事業者における補助金を活用した取組みについて、報道機関への資料提供や大阪府の各種広報媒体でのＰＲを適宜行う予定としておりますので、資料作成等への協力をお願いいたします。